

2022年10月7日

日本郵政共済組合

協会けんぽから日本郵政共済組合へ加入となるみなさまへ
～みなし認定に関する被扶養者の認定条件の経過措置が設けられました～

2022年9月30日に国家公務員共済組合法等の運用方針が一部改正され、みなし認定で協会けんぽから共済組合へ移行する被扶養者について、被扶養者の要件が国家公務員共済組合と健康保険とで異なっていることから、不利益な取扱いとならないように経過措置を設けることとなりました。

「60歳以上で、公的年金の受給がなく、年額130万円以上の収入がある」

に該当される方は、年額180万円未満の収入であれば、**2022年12月末まで被扶養者の資格を継続し、2023年1月1日に被扶養者の資格を喪失すること**となります。

広報誌ゆうせい共済特別号 Vol. 6(8/1掲載)、号外(8/8掲載)、Vol. 8保存版(10/5掲載)にチェック表が掲載されているため、該当される方はご注意願います。

2023年1月1日以降の取扱いについては、別途指示があり次第、共済組合ホームページ等でお知らせいたします。

【問い合わせ先】

日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

TEL:0120-97-8484(通話料無料 平日 9:00～18:00)